

議案第147号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する家庭をいう。</p> <p><u>(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の母が当該児童を監護する家庭</u> ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 父が死亡した児童 ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童 エ 父の生死が明らかでない児童 オ アからエまでに準じる状態にある児童で規則で定めるもの</p> <p><u>(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする家庭</u></p>	<p>(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p><u>(1) 父母が婚姻を解消した児童</u></p> <p><u>(2) 父又は母が死亡した児童</u></p>

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 母が死亡した児童
- ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- エ 母の生死が明らかでない児童
- オ アからエまでに準じる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親以外のものをいう。

- (1) [略]
- (2) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童
- (3) 母がない前項第1号アからオまで（イを除く。）のいずれかに該当する児童
- (4) 父が監護しないか、又はこれと生計を同じくしない前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童
- (5) 父がない前項第2号アからオまで（イを除く。）のいずれかに該当する児童

4～8 [略]

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けられる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であって、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) [略]
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に規定する児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1)～(3) [略]
- (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親以外のものをいう。

- (1) [略]
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4～8 [略]

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けられる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であって、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) [略]
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1)～(3) [略]
- (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(5)・(6) [略]

3 前2項の規定により対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）が同一の児童について2人以上となるときは、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者としない。

(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの当該父

(2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となるときの当該養育者

(所得の制限)

第4条 第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は対象者である養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(受給資格証の交付等)

第5条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の規定により登録したひとり親等（以下「受給資格者」という。）に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。ただし、前条第1項の規定により当該受給資格者にひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、この限りでない。

4 [略]

(5)・(6) [略]

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(受給資格証の交付等)

第5条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項の規定により登録したひとり親等（以下「受給資格者」という。）に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。

4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第2号の規定により同条例第3条第1項に規定する対

象者に該当しないこととなる者（この条例の施行の際現に登録されている者に限る。）に対するこの条例の施行の日から平成 22 年 12 月 31 日（同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日）までの間に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(経過措置)

元の案

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第2項の規定により受給対象者として登録されている者であって、この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第2号の規定により同条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなるもののひとり親家庭等医療費の支給については、この条例の施行の日から平成22年12月31日(同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日)までの間は、なお従前の例による。

修正案1

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第2項の規定により受給対象者として登録されている者であって、この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第2号の規定により同条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなるものに対する医療費の支給(この条例の施行の日から平成22年12月31日(同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日)までに受けた診療に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

修正案2

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第2項の規定により受給対象者として登録されている者であって、この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第2号の規定により同条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなるものに対する、この条例の施行の日から平成22年12月31日(同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日)までの間の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

修正案3（みなす場合）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第2項の規定により受給対象者として登録されている者であって、この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第2号の規定により同条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなるものは、この条例の施行の日から平成22年12月31日（同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日）までの間は、同項に規定する対象者とみなす。

修正案4

- 2 この条例の施行の日においてこの条例による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第2号の規定により同条例第3条第1項に規定する対象者に該当しないこととなる者（この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第2項の規定により登録されている者に限る。）に対するこの条例の施行の日から平成22年12月31日（同日前に市長が別に定める事由が生じた者にあつては、当該事由が生じた日）までの間に受けた診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。